

弁論要旨

(訴状・プライバシー権の権利について)

原告訴訟代理人

弁護士	諸	富	健
弁護士	八	木	和也

第2 事実経過

- ◆ 募集事務のために個人4情報の「閲覧」のみ応じ、自衛隊奈良地本の職員が「**閲覧**」し、**書き写す方法**により、当該情報を収集

第2 事実経過

◆ 2019年1月30日 安倍晋三首相 衆議院本会議

「防衛大臣からの要請にもかかわらず、全体の6割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要な所要の協力が得られていません。」と発言

◆ 2020年12月18日

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」

第2 事実経過

◆ 2021年2月5日

防衛省人事教育局人材育成課長・総務省自治行政局住民制度課長
「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)」
を発出

募集対象者の個人4情報の提供について

「1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、**自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき**、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。

2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の**一部の写しを用いる**ことについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。」

第2 事実経過

- ◆ 2022年7月 奈良市「除外申請制度」導入
同年10月1日「情報提供除外申請書」受付 開始
- ◆ 2022年12月8日
自衛隊奈良地方協力本部長 → 奈良市長
募集対象者の個人4情報に関する資料についての紙媒体
又は電子媒体での提出を依頼
- ◆ 2023年1月30日
奈良市と自衛隊奈良地本
「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写し
の提供に関する覚書」
 - ☞ 募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供

第2 事実経過

◆ 2023年2月

奈良市 → 自衛隊奈良地本

募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供

募集対象者の人数 翌年度22歳3,426人

翌年度18歳2,993人(未成年)

◆ 2023年7月上旬

原告の元に、自衛隊奈良地本からの郵便はがき配達

「今年度高等学校をご卒業予定の皆さまへ」

「この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官等の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。」

第3 問題の所在

① 個人情報をも目的外に第三者提供されたもののうち、原告らを含む2,993人は、自律的判断が十分できず、要保護性の高い**未成年者**であった。

② 本件での個人情報の提供は、人生にとって極めて重要な意味を持つ職業選択に関わる就職勧誘目的であった。

特に**高校生に対する就職勧誘活動**は厳格な規制をかけ、保護されているにもかかわらず、この点の配慮が全くなされないままに行われた。

第3 問題の所在

③提供先が自衛隊であった。

発足当初からその合憲性が議論されてきた自衛隊の実態は市民には覆い隠されているが、実際には、極めて特殊な組織である。その点の説明も一切ないままに個人情報提供された。

④本人はもとより、親権者に対してすらも、何らの通知もなく、目的を示した上での同意を取る手続もとられず個人情報提供された。

奈良市は、何らの法的根拠もないままに①～④を乗り越え、個人情報を提供した。

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

◆ 新規学校卒業者に対する職業紹介の意義とルール

○ 厚生労働省

「新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験の乏しい事から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要」がある。

○ 職業安定法第27条第1項

○ 職業安定法第33条の2第1項

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

- ◆ 高校卒業予定者に対する求人活動の規制
- 厚生労働省は、求人者の求職活動が無秩序に行われることに対して、「学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ**公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制**を行うものとする。」として、次の基本方針を定めている。
 - ・家庭訪問の禁止
 - ・学校訪問についての指導
 - ・文書募集に対する指導

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

- 高校卒業予定者に対する求人活動について、社会的に未成熟・未経験な生徒に対する保護、援助という教育的観点
- 高校卒業予定者への求人活動は学校を通じて教育的かつ公正になされるものであって、生徒の意思に反したり、保護者も全く関知できないところで、求人者から直接勧誘にさらされることはないと認識し信頼している。

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

- ◆ 求人ルール of 自衛隊への適用とその実態
- 新規学校卒業者に対する求人活動規制は、自衛官の募集については職業安定法の適用が除外。
- しかし、**生徒に対する教育的配慮や公正な求人ルールの必要性**は、求人者が民間企業であろうと、一般官庁であろうと、自衛隊であろうと変わることはない。
- そのため、文科省と厚労省は、防衛省に対して、申し入れ、防衛省は通達で周知
- 「文部・労働両省においては、かねてから高等学校新規卒業者の就職に関し、民間事業所等に対して、募集・選考開始の期日を厳守することをはじめ、家庭訪問を行わないなど、**秩序ある求人活動**が行われるよう指導を行ってきている」

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

- 「自衛官の募集については、防衛庁が自衛隊法に基づいて行えることになっているが、文部・労働両省としては、高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたい。
- なお、文部・労働両省は高等学校において自衛官の募集についても、民間事業所等と同様公平に取り扱うよう、今後とも都道府県教育委員会等の関係機関に対して指導の徹底を努めていきたい。」

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

- 本件では、学校を通すことなく、保護者を介することもなく、直接未成年の高校生に勧誘文書を送りつけたものである。
- また、自衛隊は、直接高校生に面談して勧誘することを否定しておらず、他県では制服の自衛隊員が生徒宅を訪れている報道もある(北海道新聞2023年6月5日／甲14)。
- 本件は、本人も保護者も知らない間に、本人の名簿が自衛隊に提供され、直接勧誘されたものである。

第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性

- ◆ 「自衛官」及び「自衛官候補生」の意味
- ◆ 自衛官＝兵士の職務の本質は「賭命義務」
- ◆ 自衛官の「公務労働」の内容と国民の認知度
- ◆ 自衛隊は違憲の存在であることが疑われてきた存在
- ◆ 安保3文書により自衛隊は今や明白な違憲状態

第6 違法性

◆ 被告奈良市による個人情報提供の違法性

- ・ 2002年 奈良市個人情報保護条例が施行
(2021年法改正で個人情報保護法に一本化されたため
2023年3月31日で廃止)

- ◆ 本件名簿提供は、上記条例廃止前に行われたものであるから、奈良市個人情報保護条例に照らして許されるかどうか
が問題となる。

第6 違法性

◆ 本件条例第2条(2)ア

個人情報 の 定義

原告の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の各情報は、
本件条例に定める個人情報に該当

◆ 外部提供の制限

「実施機関は本件条例第8条第1項本文、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」

第6 違法性

◆本件条例第8条第1項ただし書き 例外規定

(1)法令等に定めがあるとき。

(2)本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3)出版、報道等により公にされているとき。

(4)個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5)国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該実施機関以外の市の機関に提供する場合であって、当該保有個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

(6)前各号に掲げる場合のほか、市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第6 違法性

◆ 個人情報をも目的外に第三者へ提供する行為は、基本的人権たる自己情報コントロール権の制約につながるものであるから、**本人同意が原則**

◆ 同意なく目的外に個人情報の収集・保有・利用・提供が可能となるには、**法令に明確に定められていること、高い公益目的が必要。**

◆ 個人情報保護法18条第3項「法令に基づく場合」と定めるが、「ガイドライン」が挙げるのは、**警察による捜査関係事項照会や裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合、税務署の所得税等に関する調査に対応する場合など、いずれも高い公益性のある場合に限られている。**

第6 違法性

- ◆ 奈良市は、住民基本台帳法第11条第1項に基づいて個人4情報を提供

☞ 住民基本台帳の一部の写しの「閲覧」を定めるのみ
個人4情報を紙媒体で提供することはできない。

- ◆ 同法第12条の2 国の機関が住民票の写し等の交付を請求することができる旨の規定

☞ 請求対象者個人の住民票の写し等の交付を求める規定であり、この規定によって個人4情報を紙媒体で提供することはできない。

第6 違法性

◆ 国通達

「自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条を根拠として募集対象者の個人4情報に関する資料の提出を市区町村長に対して求めることができるとし、この資料として住民基本台帳の一部の写しを用いても住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではない」

◆ 自衛隊法第97条第1項

「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていない。

第6 違法性

◆ 自衛隊法施行令第120条

「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」

☞ 同条は第七章「雑則」において規定

第七章 114条～119条では地方公共団体の募集事務（募集期間の告示、応募資格の調査及び受験票の交付、応募資格の調査の委嘱、試験期日及び試験場の告示等、広報宣伝）について定めている。

120条はこれらの規定を受けて定められている。

同条はこのような第114条～119条に定められた地方公共団体の募集事務に関する報告や資料の提出の規定

第6 違法性

◆ 結論

自衛隊法第97条第1項は個人情報取得に関して一切触れていないのであり、その下位規範である同法施行令第120条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授權の限界を超える。

さらに、そもそも自衛隊の募集事務は、単なる一省庁における利益に留まるものであり、高度な公益性を有するものとは決していえない。

よって、憲法上保障された人権の制約根拠となり得ない。

第6 違法性

◆ 除外申請制度について

- 例外要件を満たさない
 - 原則と例外を逆転
 - 告知も不十分
- 思想良心の自由(憲法第19条)を侵害する
 - 非暴力という個人の内心にかかわる価値観
 - 自衛隊は違憲の疑いが強い国家機関
 - 非暴力、反戦平和思想の涵養
 - 自衛隊を忌避する市民の存在
 - 自衛隊の情報収集、監視活動の実態
 - 除外申請制度による炙り出しの危険

第6 違法性

◆ 被告奈良市の違法性

- ・奈良市が自衛隊奈良地本に募集対象者の個人4情報を提供できる**明確な法令は一切存在しない。**
- ・よって、奈良市が自衛隊奈良地本と上記覚書を締結し、それに基づき同本部に対して原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供したことについては条例8条1項(1)の要件を満たしておらず、**同条例に違反**することは明らか。
- ・除外申請制度によっても、奈良市の違法性は阻却されない。

第6 違法性

◆ 被告国による個人情報取得・保有・利用の違法性

- ・奈良市による個人情報の提供は違法であり、除外申請制度によってもその違法性は阻却されない。
- ・したがって、奈良市による違法な提供行為によって国が個人情報を取得したことも当然違法となるし、違法に取得した個人情報を保有すること自体違法となる。
- ・当然のことながら、違法に取得した個人情報を利用することも違法であり、許されない。
- ・覚書締結が違法である以上、「自衛官及び自衛官候補生の募集」は個人情報保護法69条1項の「利用目的」たり得ない。
- ・自衛隊奈良地本が、原告に募集案内の郵便はがきを発送したことは、個人情報保護法69条1項に違反する。

第6 違法性

◆被告奈良市と被告国の共同不法行為

- 奈良市による違法な個人情報提供行為、及び国による違法な個人情報取得・保有・利用行為は一連一体のものであり、この奈良市と国の共同の不法行為によって原告に損害を加えたのであるから、奈良市と国は、連帯して原告の損害を賠償する責任を負う(民法第719条第1項)。

第7 権利侵害

- ◆ 奈良市による本件名簿提供は、奈良市個人情報保護条例に違反する違法行為であり、また、国が名簿提供により原告の個人情報を取得して保有し、自衛隊員の募集事務に利用した行為は、個人情報保護法違反である。奈良市及び国による行為は、奈良市個人情報保護条例及び個人情報保護法に定める公法上の義務に違反する違法行為である。
- ◆ 奈良市及び国による違法行為によって、奈良市から国（自衛隊奈良地本）に対して提供された、原告の氏名、生年月日、性別及び住所の各情報については、憲法13条によって保障されたプライバシー権の対象となるものであり、人格権である自己情報コントロール権の保障が及ぶ法的保護に値する情報である。

第7 権利侵害

- ◆ 奈良市の名簿提供、並びに、国による情報の取得、保有及び利用は、いずれも住民基本台帳法の根拠を逸脱し、正当な行政目的の範囲を超えて情報が第三者である国(自衛隊奈良地本)に開示され、そして現に、原告に対する自衛隊員の募集事務に利用された。
- ◆ 情報提供の対象となった自衛隊については、憲法9条に違反しておりさらに、集団的自衛権の行使や他国の領域において実力行使をすることが解禁されるなど、憲法9条に違反することはますます明らかとなっている。
- ◆ 自衛隊法は、自衛隊員に対し「自らの命を賭けて相手をせん滅(殺傷)する」という武力行使への服従義務を課している。憲法9条に反し、他国の領域において武力行使を行うことに服従しなければならない自衛隊に対して、原告の上記各情報が提供されたことは、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権の著しい侵害であると言わなければならない。

第8 損害

- ◆ 慰謝料

- 奈良市及び国の違憲・違法な行為によって、原告は、自分のあずかり知らないところで、自己の個人情報が自衛隊という軍事組織に提供されたことにショックを受けるとともに大きな恐怖を感じた。原告が被った損害額は、100万円を下らない

- ◆ 弁護士費用

- 原告は、奈良市や国の違法な行為を正すべく、弁護士に依頼して本件訴訟を提起することを決意した。
- 被告らが負担すべき弁護士費用は10万円である。

原告のコメント

- 自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。しかし、その後よく考えてみると、自分の個人情報が自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。
- 自衛隊の印象は、災害救援で活躍しているということぐらいで、それ以上のことは知りませんでした。自分は戦争はない方がよいと思っています。争いごとは話し合いで解決すべきと思っているので、武器を持ってたたかう自衛隊に参加するつもりはありません。自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いなと思っています。
- 全国で自分と同じような年齢の、若者の個人情報が自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために少しでもお役に立てるのなら、という気持ちで原告になることを決意しました。

原告の家族(親)のコメント

- 私たちの子ども時代に当たり前だったクラス名簿や連絡網は、今の学校では作成されていません。それぐらい今は個人情報を厳格に管理することが当たり前になっています。それなのに、公の組織の奈良市が、本人・保護者の承諾もなしに個人情報を自衛隊に提供しているなんて、ありえません。
- もし民間の会社が、本人の承諾なしに個人情報を外部に流出させ、求人のためにその情報を使っていたら、社会的に大きな問題になります。
- 私の子どもの自衛隊からの勧誘はがきが届いたとき、子どもは17歳の未成年でした。保護者の承諾もなく、未成年の子どもにこのようなことを行った奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。
- そのうえ、自衛隊は災害救援で活動していることばかり報道されています。災害救援も大切な仕事のひとつだと思いますが、自衛隊は決して、ただの災害救援隊ではありません。日本は今、現政権のもと、軍事費が倍増し、世界第3位といわれる軍事大国化へと進んでいます。私の子どもは、自衛隊員は災害救援をする人だと思っていて、その実態を理解していません。まるで、子どもをだまして自衛隊に勧誘しようとしているように保護者として感じます。
- 除外申請制度は、子どもに自衛隊からの勧誘はがきが届いた後に知りました。そのような制度を作るよりも、自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に「自衛隊に個人情報を提供することに同意します」と同意を取るべきです。

プライバシーの権利

沿革

19世紀末アメリカ イエロージャーナリズムによる私生活の暴露をきっかけとして、「一人で放っておいてもらう権利」(ウォレン&ブランダイス論文(1890年)として出発

日本でも「宴の後事件」(東京地判1964. 9. 28)で、「私生活をみだりに公開されない権利」

→当初は自由権的、消極的権利として捉えられていた

プライバシーの権利

1970年代以降、佐藤幸治教授が「自己情報コントロール権」として捉え直す考え方を提唱し、学会の中で主流となる

われわれが道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追及して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲やその性質を選択できる権利を自己情報コントロール権と定義(ジュリスト707号「情報化社会の進展と現代立憲主義—プライバシー権を中心に」)した

プライバシーの権利

その意味するところは、

→人は孤独であればあるほど(放っておいてもらえばもらうほど)幸福となるわけではないし、プライバシーが実現するわけでもない。

人は他者とのコミュニケーションを通じて、愛、友情、信頼関係を育むことで幸福となれる。

したがって、プライバシー権とは他人が自己についてどの情報を持ちどの情報を持ち得ないかをコントロールする権利と捉えるべき。

プライバシーの権利

自己情報コントロール権

情報が行政機関に集中的に管理されているという現代社会において、個人に関する情報を自らコントロールし、自己の情報についての閲読、訂正ないし抹消請求を求めることが必要

請求権としての「自己情報コントロール権」

(芦部信喜憲法第五版p122)

プライバシーの権利

自己情報コントロール権

個人の尊厳とは、個人の自律的な社会関係の形成を尊重することにある。そこで自律的に形成される領域に公権力や第三者に干渉されない権利が重要。したがって、それは個人の秘密にしておきたいという主観的感情の保護のみならず、個人の自律領域の保護を要求するものである(野中俊彦他憲法 I 第4版 p268)。

プライバシーの権利

自己情報コントロール権

高度に張り巡らされた情報ネットワークシステムの中で、われわれがなお「個人」として主体的・自律的に生きていくには、私生活をみだりに開示・公開されない消極的自由としての古典的プライバシー権概念では不十分で、自らの情報を積極的にコントロールできることが重要(山本龍彦「超個人主義の逆説」p87)

プライバシーの権利

→新たな技術革新(Iot、AI、顔認証技術など)に伴い高度情報化社会へと移行するなかで、自律した個人として生きていくために、「自己情報コントロール権」としてプライバシー権保障がますます重要となっている

プライバシーの権利

最高裁判例

「その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由」(京都府学連事件昭和44年12月24日)

「前科等のある者もみだりに公開されない法律上の保護に値する利益」(前科照会事件昭和56年4月14日)

「みだりに指紋の押捺を強制されない自由」(指紋押捺拒否事件平成7年12月15日)

→この時代は真正面から「プライバシー権」という用語は使われなかった

プライバシーの権利

前科照会事件(昭和56年4月14日)伊藤正巳補足意見

国又は地方公共団体においては、行政上の要請などの公益上の必要性から個人の情報を収集保管することがますます増大しているのであるが、それと同時に、収集された情報がみだりに公開されてプライバシーが侵害されたりすることがないように情報の管理を厳にする必要も高まっているといつてよい。近時、国又は地方公共団体の保管する情報について、それを広く公開することに対する要求もつよまっている。しかし、このことも個人のプライバシーの重要性を減退せしめるものではなく、個人の秘密に属する情報を保管する機関には、プライバシーを侵害しないよう格別に慎重な配慮が求められる。

プライバシーの権利

早稲田大学江沢民講演会事件(平成15年9月12日)

早稲田大学が江沢民講演会へ出席する学生の名簿(学籍番号、氏名、住所、電話番号)を警視庁へ提出した行為を不法行為として認めた事案

→最高裁が初めて「プライバシー」という用語を使った画期的な判決

プライバシーの権利

- ① 早稲田大学は、講演会（江沢民は国賓）を準備するにあたり、警視庁、外務省、中華人民共和国大使館等から、警備体制について万全を期すよう要請されていた
- ② 早稲田大学はこのような要請を受けて、内部で議論し、警備を警察に委ねるべく、本件名簿（学籍番号、氏名、住所、電話番号）を学生らの同意を得ることなく提出した。
- ③ 講演会では、江沢民が講演中に「中国の核軍拡反対」と大声で叫ぶなどし、私服の警官により連れ出され、業務妨害等で現行犯逮捕された学生がいた
 - 原審は、目的の正当性を認め、提供も目的と一応の関連があるとして不法行為を構成しないとしたが

プライバシーの権利

最高裁は

「本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」

「プライバシー情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されない」

プライバシーの権利

住基ネット最高裁判決(2008年3月6日)

住民の同意なき住基ネットへの接続(都道府県、国のサーバーへの氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、変更情報の提供することになる)が、憲法13条違反とならないかが問題とされた事例

憲法13条は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由をするものと解される」

プライバシーの権利

住基ネット最高裁判決（2008年3月6日）

「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内に行われている」

「秘密の漏洩等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていることなど、・・・適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」

憲法13条により保障された上記自由を侵害するものではない

プライバシーの権利

住基ネット最高裁判決（2008年3月6日）

- ①住民が、国や自治体に対しても、自らの住所、氏名、生年月日などを提供されない自由が、憲法13条の保障として認められることを明言
- ②①の自由を制約するためには（i）法令の根拠に基づく（ii）正当な行政目的が必要
- ③さらに、提供先での漏洩対策などの担保的措置が認められて初めて合憲となる

プライバシーの権利

本件での、奈良市による自衛隊への住基4情報提供は、かかる最高裁判決の規範に照らしても

①法令の根拠もなく、②正当な目的もなく、③漏洩対策の不十分で、合憲となる余地はない